

国立公園満喫プロジェクト 阿蘇くじゅう地域協議会 設置要綱

平成28年9月1日 施行

(目的)

第1条 国立公園の美しい自然を活かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準の「ナショナルパーク」へと改革していく国立公園満喫プロジェクトを阿蘇くじゅう国立公園において推進するための具体的なプログラム（以下、「ステップアッププログラム2020」という。）を策定し、実施していくことを目的に、関係機関の相互の連携を図るため、阿蘇くじゅう地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。

- (1) 阿蘇くじゅう国立公園及びその関連地域における国立公園満喫プロジェクトの推進に関する事項
- (2) 「ステップアッププログラム2020」の策定及び実施に関する事項。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じアドバイザーを招集することができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 議事は、事務局において進行する。

(地域部会)

第5条 阿蘇くじゅう国立公園の阿蘇地域及びくじゅう地域並びにその関連地域における具体的な事項を検討するため、阿蘇地域部会及びくじゅう地域部会を設置する。

- 2 阿蘇地域部会では、次の事項について所掌する。

- (1) 「ステップアッププログラム2020」のうち阿蘇地域及びその関連地域に関する事項の検討
- (2) 「ステップアッププログラム2020」のうち阿蘇地域及びその関連地域に関する事項の推進

- 3 くじゅう地域部会では、次の事項について所掌する。

- (1) 「ステップアッププログラム2020」のうちくじゅう地域及びその関連地域に関する事項の検討
- (2) 「ステップアッププログラム2020」のうちくじゅう地域及びその関連地域に関する事項の推進

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、熊本県環境生活部、大分県生活環境部及び九州地方環境事務所
所に置く。

第7条 各地域部会の事務局は、該当県及び九州地方環境事務所に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は各地域部会の
事務局において定め、その他、協議会の運営に関し必要な事項は協議会の事務局におい
て定める。

附 則 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

国立公園満喫プロジェクト 阿蘇くじゅう国立公園地域協議会構成員		
国	九州森林管理局	計画保全部長
	九州地方整備局	企画部長
	九州運輸局	観光部長
	九州地方環境事務所	九州地方環境事務所長
県	熊本県	環境生活部長
	〃	県北広域本部長
	大分県	生活環境部長
地方自治体	菊池市	市長
	阿蘇市	市長
	大津市	町長
	菊陽町	町長
	南小国町	町長
	小国町	町長
	産山村	村長
	高森町	町長
	西原村	村長
	南阿蘇村	村長
	益城町	町長
	山都町	町長
	別府市	市長
	竹田市	市長
	由布市	市長
	九重町	町長
	玖珠町	町長
民間	(一社)九州観光推進機構	専務理事事業本部長
	(公財)阿蘇地域振興デザインセンター	理事長
	(公社)熊本県観光連盟	会長
	熊本県旅行業協同組合	理事長
	(公社)ツーリズムおおいた	会長
	大分県旅行業協同組合	理事長
	(株)JTB九州	取締役営業部長
有識者	高橋佳孝	阿蘇草原再生協議会会長
	ポール・クリスティー	ウォークジャパン代表